

講 演

ドイツにおける1990年10月3日再統一後の 旧東ドイツ諸州における一般犯罪と組織 犯罪の問題性

ロベルト・ハルニシュマツヒャー
高橋 則 夫 訳

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 はじめに | 6 財産犯罪 |
| 2 組織犯罪—旧東ドイツの犯罪学者
と法律家にとって興味深い現象
(現状) | 7 密入国仲介者犯罪 |
| 3 組織犯罪に対する現状評価の問題
性 | 8 その他の犯罪分野 |
| 4 ナイトライフをめぐる犯罪 | 9 政治的に動機づけられた犯罪 |
| 5 麻薬犯罪 | 10 極右主義の多様な活動 |
| | 11 新連邦州における犯罪の制度内在
的な原因 |
| | 12 おわりに |

1 はじめに

本稿を、日本における私の先生であり指導者である西原春夫教授に捧げたいと思う。マイセンのケープシュツタールで開催された連邦国境警備連盟およびヨーロッパ国内治安協会の学会に際して、州警察、連邦刑事局、連邦国境保護、税関、司法、経済および政治から成る専門家を前にして、旧東ドイツにおける組織犯罪の問題について、西原教授は、刺激的で雄弁な報告を行った。本稿は、その時の、彼の講演と功績に対する感謝の意味がある。同様に、スイスのツークで行われた同一テーマの学会、これは国連（ウィーンの犯罪予防および刑事司法部局）の後援で開催された学会であり、その際に行われた彼の素晴らしい講演にも当てはまる。

彼が論じたことや考えていることは、「警察雑誌」（ドイツ）と「執行レポート」（オーストリア）において公表された。オーストリア警察新聞にも掲載さ

れている。とくにうれしいのは、彼の専門的知識が、ドイツの定番とされているシュビント教授（ボッフエム大学）の著書「犯罪学」（2000年公刊の第10版）の中で引用されていることである。

2 組織犯罪—旧東ドイツの犯罪学者と法律家にとって興味深い現象（現状）

1989年の秋以来、今日の新しい州において（ブランデンブルク、メクレンブルク・フォアポンメルン、ザクセン・アンハルト、チューリンゲン、ザクセン）急速に推移した社会的変革によって、旧東ドイツの刑事警察がまったく、あるいは周辺的にしか直面していなかった犯罪現象が発生した。

とくに、組織犯罪の形態によって、警察に対して新たな捜査戦略と対策構想が要請されることとなった。たしかに、旧東ドイツにおいてもいくつかの事案で、組織的な犯罪グループは確認されたが、旧西ドイツの刑事訴追機関がすでに多年に渡り取り組まねばならなかったような犯罪グループの組織性を認めることはまったくできなかった。

現在から見て最もはやく組織犯罪として捉えられたのは、政治的変化の過程で現れた、いわゆる政府犯罪の事案である。

その活動は、東ベルリンへの技術の密輸からアルコールの密輸にまで及んでいる。旧西ドイツマルクを得るために、旧東ドイツは、たとえば、ドイツ国内の取引が関税免除となることを利用した。つまり、ヨーロッパ共同体へ越境する際には課税されなければならなかった外国製品をまず自国に輸入し、そこからラベルを貼りかえて東ドイツ産にしてしまう。外国為替の形態で、収益に関与したわけである。

旧東ドイツにおける犯罪誘発の可能性は、いくつかの組織犯罪をも生み出した。様々な形態でつねに存在していた「売春地区」から、組織犯罪構造の個々のメルクマールを示す犯罪者グループが発展しはじめた（たとえば、ひもレベル）。階級的なグループ構造、内外で嫌疑をかけられている者との接触、暴力部隊の募集、および極端な場合には、証人に対する脅迫は、ときおり知られるようになった。このようなグループの確立とプロ化のプロセスは、素早く進んだ。その活動分野の出発点は、多くは、禁止された賭博行為の遂行であり、これは全犯罪に及ぶほど増加している。解散した国家機関および行政機関のかつてのメンバーにも犯罪誘発の可能性が大きく潜んでいる。元（国家公安省）職

員は、広範囲に渡り組織犯罪構造を創った。その方法は、たとえば、過去の「国家公安局」から違法に獲得した金銭で、信託公社から二東三文で企業を買い占めるといったものであった。

しかし、このような、国家的に組織された犯罪を刑法上捕捉することは、すでに最初の裁判手続が示したように、現在でもきわめて困難なことである。いづれにせよ、この犯罪は、統一前には、一容易に考えられるように、刑事訴追を免れていた。

旧東ドイツにおいて組織的な犯罪構造の展開を阻止した、最も重要な要因のいくつかは、次の点にあると思われる。すなわち、

- ・中央集権的、計画経済的構造に基づいて政治力および経済力を代表する集団の外部で、犯罪利益の増加や権力の増大の可能性を徹底的に制限したこと。
- ・犯罪を促進する誘因が生じうる社会構造を調整し、消費手段を制限したこと。
- ・旧東ドイツにおける弾圧機関、とくに、犯罪予防効果もあった国家公安省をほとんど全国に渡って常駐させたこと。
- ・入国、出国および通過規定を厳格にし、国境検問システムを確立したこと。
- ・累犯規定を強化し、釈放者の社会復帰制度を確立し、外国人犯罪者にとっての旧東ドイツの誘因性を減少させたこと。この最後の点は、すでに挙げた根拠とともに、旧東ドイツの貨幣を交換できないようにしたことによる。

1989年秋以降きわめて短期間で、一旧西ドイツ領域との関係で一広範に類似した社会的関係がドイツの東につくられた。

それらは、以下のことによって決定的に形成された。すなわち、市場経済的メカニズムの増大、貨幣への魅力、旅行の自由、ヨーロッパ共同体への加入、はじめての経済的・財政的結合がこれである。前述した、犯罪を阻止する要因は、多かれ少なかれ、急激に消え去り、過去のものとなった。

すでに1989年の終わりに明らかであったのは、組織的な犯罪者グループが、「自由の代償」—ドイツ連邦警察の西側の同僚が時折何げなく表現した言葉であるが—として、旧東ドイツの領域を開拓するであろうということである。これに対して、どのような速度で、どのような程度で、どのような具体的攻撃で、組織犯罪が入り込んでくるかはほとんど予測できなかった。また、今日の新しい連邦州での特別な状況が組織的な犯罪構造の確立に及ぼした影響を評価することもきわめて困難であった。

たとえば、合法的な市場経済的な取引と犯罪行為とを区別することは困難で

あり、それは、10年前に、新連邦州では強力に形成されただけに当然のことである。司法や警察を含む公的な行政機構の多くの部分においても、過渡期段階には依然として現行法に関わる不安定性が多く存在した。

金融機関、商取引、サービス業および産業において、短期間にはほとんど調整できない深刻な安全性の欠如が明らかとなった。たとえば、詐欺、強盗、恐喝および窃盗のような財産犯に対して、比較的好都合な条件が存在した。

この不満足な安全性状況のために、ドイツの旧連邦州から、個々の犯罪者のみならず、組織的なグループも濁流のごとく引き寄せられた。

新連邦州の住民にとってまったく新奇な大量の失業現象、収入・財産の差別化の増大、旧連邦州と新連邦州との明らかに長期にわたる労働成果および裕福さの落差、これまでの重大な価値の崩壊、その他の原因が、付加的に犯罪を喚起しうる社会心理的状況の発生に寄与した。

新連邦州は、さらに、とくに東ヨーロッパおよび東南ヨーロッパからの外国人に対して魅力的な吸引力をもたらししている。ここで重要な役割を果たしているのは、歴史的に生じた様々な経済的、私的、その他のつながり、東ヨーロッパの経済危機そこから生じた貨幣価値の喪失のためにとくに魅力を増したドイツマルク、および顕著なヨーロッパ中心的状況である。ずっと以前から現れているのは、これらのいくつかの国で激しく増加している犯罪が中央ヨーロッパ（ドイツ）へと溢れ出しはじめていることである。主として組織的な犯罪グループによって占められうる活動領域が発生している。

政治的および構造的な変革、とくに以前の国家機関ないし行政機関の崩壊の過程で、多くの人的集団が、現存する問題や展望の喪失と直面することとなった。かつての国家公務員の多くは、組織犯罪においては有用となる、特別な知識、能力および結合を有しています。このような人的グループを長期に渡り排除することは、犯罪者の集団化（による誘因）に対する潜在的なストックを拡大することになろう。

3 組織犯罪に対する現状評価の問題性

国境の解放、通貨の統合、社会的発展を決定するその他の出来事の影響は、可罰的行為の絶対数の増加の中ではなく、むしろ、犯罪遂行および犯罪構造の中に現れている。様々な犯罪カテゴリーの中で、犯罪の重大性、攻撃性および危険性が目立っている。金融機関への持凶器強盗、重大な侵入窃盗、脅迫

等、新連邦州においても日常的な事象となった。これらはメディアにおいても広く喧伝されている。

これに対して、組織犯罪は、一前述した犯罪のどれかに現れない限り一際だつて発生したというわけではなかった。この犯罪領域における潜伏状態はとくに大きい。多くは、直接的な被害者、あるいは告発できる被害者は存在しないからである。個々の犯罪の背後にある組織犯罪性は、ほとんど知られていない。

旧連邦州の同僚は、このような事情を次のように定式化している。すなわち、「認知しうる組織犯罪は、一犯人側の意味で一まずく組織された犯罪である」と。

さらに、考慮すべき点は、新連邦州でも（量的な）統計資料が欠けているため、組織犯罪に属する個々の事象を手がかりとして現状を質的に評価することだけが可能であったことである。このことによって、一著者のそれぞれの立場・見解に応じて一、個別事件の重大性が一般化され、それに基づいて、実際の危険が過小評価され、あるいは、現実の状況が過大評価される可能性がある。

さらに、新連邦州にとって考慮されねばならないことは、まさに組織犯罪領域における持続する構造的および人的な不安定性によって、後述するように、情報の面と対策の面での著しい不備に至らざるをえないということである。

実際、次のような指摘が多くなされている。すなわち、すでに1989年の末以来、旧連邦州における組織犯罪の牙城である周知の犯罪者グループの構成員が、新連邦州において不動産を取得すること、会社を設立すること、あるいは、既存の会社に関与することを目指そうとしてきた、というのがこれである。このために、一部かなりの資金が導入されている。実際の背後関係を覆い隠すため、しばしば、その土地の居住者、あるいは、その他の「模範的な人」が名義人として利用されている。

行政決定権者の取賄、あるいはその他の態様で生じる依存性によって、グループが国の許可を獲得し、あるいは不動産を都合の良い条件で取得する。

もちろん、周知となってきたこの種の活動のすべてが組織犯罪と関連しているというわけではない。しかし、大変革をした構造に直面して、次のような危険がきわめて現実的となっている。すなわち、組織的な犯罪者は「社会に受け入れられる」ようになり、すなわち、政治、経済および行政に対して「同等のパートナー」に昇格したという危険がこれである。たとえば、地方行政は、危

機能的な経済的、社会的傾向を考慮して、その管轄範囲にとって到達しうる投資だけを獲得しようとしている。

人的および財政的な背後関係を徹底的に探ることは、個別事例で買収すら存しない場合、しばしば、行われぬ。大都市の犯罪学者は、以下の点を前提としている。すなわち、通貨統合の前後数ヶ月で契約したすべての怪しい不動産取引を、合法性の点から見直すために、数年を要するというのがこれである。

4 ナイトライフをめぐる犯罪

当時も現在も、大都市、ここではとくにドレスデンとライプツィヒは、国内的・国際的に著しい人的交流と社会経済的な基盤の発展によって、とくに旧西ドイツの組織犯罪の舞台の中に明らかに入る。その活動は、ナイトライフにおけるエロセンター、ポルノショップ、ビデオ、ゲームセンター、あるいは類似のクラブの開店、賭博場、ピッツェリアのような飲食店やその他の特殊飲食店の開店に直接向けられている。

しかし、旧西ドイツにおけるこのようなグループの若干の徴表と行為態様の類似性によって、次のような戦略的な目標設定が示されている。すなわち、

- ・不動産、営業資本などにおける犯罪収益を、「資金洗浄」という形で取得する。
- ・合法的な収益手段に対する条件を設定し、きわめて柔軟に、それぞれの市場状況に対応する。
- ・犯罪組織のために合法的な基盤を利用する、がこれである。

おそらく同様の目標設定によって、イタリアマフィアは旧連邦州において行動している。イタリアの秘密情報機関の情報によれば、彼らは、統一のときに、旧東ドイツの領域において、すでに720億ドイツマルクをつぎ込んでいた。

さらに、新連邦州の領域で様々な形態ですでにいつも存在していた固有の「売春地区」から、犯罪者の結合が展開しはじめ、これは、組織犯罪構造の個々のメルクマールをすでに示している。国境解放後直ちに、彼らは、ドイツあるいは外国への接触を行い、ないし、既存の結合を強化した。それ以来、これらのグループの強化およびプロ化のプロセスは、すばやく進んでいる。さらに、すべての犯罪にますます広がって行動しています。しばしば出発点となっているのは、禁止されている賭博活動である。組織的なグループに数えられるのは、いわゆる「ギャンプラー」グループ（とくに、「帽子賭博者」）であり、

これは、通貨統合以来、旧東ドイツの数多くの都市で広まり、疑わしい賭博としてメディアで注目を浴びた。このような現象自体は組織犯罪に属しえないが、旧西ドイツの経験が示すところによれば、こうしたポーランド国籍およびユーゴ国籍の者がいる地区から、まさに刑事訴追の圧力を弱めるならば、組織犯罪のさらなる形態が形成されうるということである。

5 麻薬犯罪

麻薬取引および麻薬密輸は、組織的な犯罪グループのまさに古典的な活動分野である。しかし、新連邦州の領域にとって、一通過領域における活動を除けば一、組織的な麻薬犯罪の存在をうかがわせる手がかりはほとんど知られていなかった。組織的な麻薬犯罪は、再統一前には専門家によって予知されるほどには、流布していなかったのである。1991年上半期における警察犯罪統計（PKS）によれば、全部で41件の麻薬犯罪事案しか認知されなかった。

警察領域でもしばしば予想された激しい展開は、起こらなかった。疑いなく社会に存する様々な葛藤によって、違法な薬物に関する中毒状態が大量に形成されるということには自動的に至らなかった。このようなプロセスは、あきらかに、きわめてゆっくりと、しかし予想以上に秘密裡に遂行される。

押収された薬物は、第一に、自己使用に用いられたものであった。1990年7月1日から、麻酔薬の入手を目的とした薬局への侵入がきわめて増加したことが目に付く。旧連邦領域に主として居住していた行為者は、ここにおいて、安全対策レベルが低い点を利用した。

麻薬の状況がさらに悪化するであろうことは、予測できた。とくに、旧西ドイツおよび外国からの組織化された犯人が旧東ドイツの連邦州を完全に開拓するであろうと予測できた。この展開は、旧連邦領域の場合よりも、ずっと速く、ダイナミックに生じた。住民の一部に存する中毒状況と結びついた、西ヨーロッパの麻薬市場における強い需要がこれを物語っている。麻薬消費には現在の社会心理的紛争状況が強く影響を与えており、それは、大量の失業、価値や指針の喪失ならびに成果および裕福さの欠如によって喚起されている。このような緊張状態は、再び組織犯罪構造に接近する犯罪を付加的にもたらず。消費量に間に合わないこと、抑圧や剥奪によって喚起される取り戻し効果は、この展開をさらにネガティブな意味で進行させるであろう。

さらに重要なのは、新連邦州の化学工場において、合成薬物を生産するため

の物質を作る試みやポーランド国籍の者によるこの種の化学製品を輸出するという行為である。

6 財産犯罪

財産犯の分野において、様々な性質をもつ犯罪グループによる活動に結びつくような現象が増えている。たとえば、1990年初頭、今日の新連邦州の領域で西側産の比較的高価な自動車の窃盗については、顕著な増加が見られた。好まれた目標客体は、VW、アウディ、さらにオベル、フォード、BMW、メルツェデスの自動車である。その際、重点地域は、ザクセン州とブランデンブルク州であり、とくに、前述した旧行政区画であるコツプス、ドレスデン、ライプツィヒである。

組織犯罪構造は、とくに自動車窃盗において見られ、そのうち、警察犯罪統計によれば、1991年上半期には3227件（無権限の使用も含む）が新連邦州において確認された。数多くの調査によって、次のようなことが確実にいえる。すなわち、自動車のかなりの部分を占めるVWコンツェルンの自動車は、ポーランドの組織的な犯罪者によって盗まれ、ポーランドへの東部の国境を越えて、一部はさらに以前の「ソ連邦」へと移動しており、その行為態様は、ハンブルクや旧西ベルリン、旧連邦領域におけるその他の地域における組織的な自動車窃盗との明白な類似性を示している、ということである。

1990年の9月から12月までにおいて、周知となった、西側産の自動車窃盗の数は、一時的に減少傾向を示した。これについては明らかに、ポーランドにおける市場面に対するポーランド当局および連邦警察局の措置、ならびに、1990年9月以来、ドイツとポーランドの国境領域において行われた多くの逮捕と関係があった。その際、押収されたポーランド登録ナンバー、ポーランド産の登録証や保険証の白紙印刷、キーの未加工鋳造品、ガソリンの保管およびかぎヤスリは、行為者の計画的で目的的な行為態様を示している。

まさに強盗、窃盗および詐欺犯罪において、当時の認識によれば、少なくとも組織犯罪の前段階に位置づけられうる、多くの現象が記録された。

犯罪グループにとってとくに儲かる活動領域は、国境開放に伴い、教会、美術館および私有物から芸術品や文化財を窃取するという領域に現れた。この場合に、好都合に作用しているのは、防犯措置が不十分であるかまったく欠けているという点である。しかし、安全の水準を徹底的に高めることは、中期的に

は期待できなかったことである。

まず、とりわけ当時のドイツ国境に位置した、ザクセン＝アンハルト州とテューリンゲン州における地域で犯行が行われた後、犯行場所はどんどん東へと移動した。

盗品の中には、貴重な芸術品ないし文化財などの財物が含まれ、それらは、代替品のないものであった。犯人がこれらの芸術品を海外に移送することに成功した場合、それらを再び取り戻すことはほとんど困難である。いくつかの事例で、ニーダーザクセン州に居住し、新連邦州における集団をも利用する少数民族のメンバーによる共同正犯が立証された。

時期的に主として1990年に限定されてはいるが、同じような展開が、非鉄金属の窃盗ないし詐欺的獲得に関してみられた。ここでも集団的な組織化されたグループが活動し、それらは、主に、旧連邦州に居住する少数民族家族のメンバーから構成されている。金属加工・利用企業は約500万マルクの損害を被った。

侵入盗、すり、トリック窃盗を処理する際、主に外国人から構成されるグループの活動によるものであるとの指摘が増えてきた。犯罪の脈絡あるいは組織構造を突きとめることは、これらの犯罪者の流動性が激しいことによってきわめて困難なことである。

組織犯罪のその他の特徴としては次のものがある。すなわち、金融機関への持凶器強盗、東ヨーロッパやチェコ東部からの違法な労働者を送り込むこと、イタリア国籍の者による粗悪な革製品の詐欺的販売がこれである。

7 密入国仲介者犯罪

二つのドイツの再統一以来、ドイツは、ヨーロッパの中心に位置するその地理的位置に基づいて、許されない移住がとくに増加した。違法な入国および密入国仲介者犯罪は、その国際的な結合と犯人のプロ化の増加によって、とくに危険で対策が困難な現象へと展開した。違法な入国の中心をなしているのは、数年来、全長1264キロにわたるドイツとポーランド・チェコとの東部の国境である。潜入は、陸路あるいは空路で偽造書類をもって東ヨーロッパ空港を経由して行われる。さらに、トルコを経由してギリシャへ行き、そしてイタリアへ行く。そこから、フランス、スイスあるいはオーストリアを経由して、ドイツへの密入国が整えられる。4万ドル以上の金額がかかるといわれている。多く

の者がそれに関与し、それによってビジネスが行われている。たとえば、ドイツへの密入国を堂々と勧誘するインドの新聞広告がある。また、密入国を宣伝する商人のいるイラクの市場がある。これらは一部に堂々と行われており、当局はこれを容認し、多くの事例で共に稼いでいる。

ドイツ国境で逮捕された密入国仲介者の総数は、1999年には、およそ8%増加し、3410人となった。密入国仲介者は、11101人の外国国籍者をドイツへ送り込んだ。とくに、ユーゴスラヴィア人(3729人)、アフガン人(1744人)、ルーマニア人(916人)、イラク人(672人)、スリランカ人(589人)、インド人(401人)、中国人(399人)などである。州警察による共同の捜査グループとこれにより集められたノウハウによって、1999年に、密入国犯罪に対する効果的な対策が可能となった。

チェコ共和国は、違法な密入国の分野における最重要な通過国である。主たるルートは、ハンガリーとスロヴァキア経由である。密入国するのは、とくに、ルーマニア人、ブルガリア人、コソボアルバニア人、トルコ人(クルド人)、イラク人、さらにその他の国からの多くの外国人である。

その際、プラハは、大規模な密入国の起点として、重要な役割を果たしている。密入国者は、個人あるいはグループでそこに送り込まれ、引き続き、集団輸送によって、スカンジナビア諸国、オランダあるいはドイツへの旅に出るわけである。多大な利益、低い危険、法律の欠如および国際的な共働の欠如が、こうした傾向を促進している。なぜなら、国際的に活動している密入国組織への需要は、数多くの地域が危機的にあること、一定の国が困難な経済状況にあることを理由に、増加しているからである。

忘れてはならないのは、「密入国者は、『奴隷』になり、密入国仲介者は、現代における近代的な人身売買者である」ということである。

仲介者の組織がいかにも憚ることなく活動しているかは、18人のスリランカ国籍の者が死亡するという結果に終わった密入国の事案を見れば明らかである。彼らは、ハンガリーを通り抜ける運航中に、密閉されたトラックの中で窒息死したのである。巧妙に組織された仲介者集団は、スリランカ人およびイラク人のグループをロシア、ウクライナおよびモルダウを経由して、ルーマニアへと密入国させた。そこでは、密入国者は、まずパスポートが取り上げられた後、用意されたトラックに閉じこめられた。食糧や水がほとんどない人間にとって、真夏の気温での運行は悲劇的結末となる。ブタベストの近くでは、運転手が、外から閉鎖されてあるトラックの荷台のドアを開き、ドイツにいると認識

して、閉じこめられている人を解放しました。引き続き、彼が18人の死をトラックの荷台で確認し、その後はじめて逃げたかどうかは分からなかった。そこで閉じこめられたすべての者が窒息死したわけです。

8 その他の犯罪分野

組織化された行為態様についてあまり良くない傾向が見られたのは、1990年の統一の際の暴力犯罪、通貨偽造犯罪、経済犯罪および武器所持犯罪であった。目に留まったのは、通貨統合を機縁として、企業に対する財政上の調整措置の濫用が絶えず増加したことである。その際、ドイツとポーランド、ドイツとソビエトという犯罪者グループが現れた。ソビエトからの犯罪者グループは、「シュピーゲル」の情報によれば、武器取引の活動をしていた。彼らは広範囲にわたる犯罪を遂行した。すなわち、上納金の恐喝、外国為替詐欺、自動車窃盗であり、これらはソビエトの内務省も遂行していた。武器取引においては、マフィアの活動も認知された。

9 政治的に動機づけられた犯罪

旧東ドイツの傷跡は、疑いなく、多様な側面をもつ極右主義の現象である。これは旧東ドイツでは、すべてを包括する「国家の刑務所・旧東ドイツ」に対する若者の狼藉、反抗表明として軽視されていた。1990年から1992年まで、ドイツの首都における極右主義現象についてのニュースが報道されないという週はまったくないといって良いであろう。すなわち、個々の市民に対するナチ・スキンヘッドの暴力行為、外国人に対する襲撃、庇護を求める者に対する怒りの爆発、家の外壁への反ユダヤ主義の落書きやナチスローガン、左翼への誹謗、労働組合への侮辱、同性愛に対するテロ行為、「大ドイツ」のための新革命のアピール、などなどである。旧東ベルリンや旧東ドイツの多くの市民は、極右やナチの組織による家の外壁の略字、古代ゲルマン文字、目印を解釈できなかった。これに反して、「勝利を」「外国人追放」「左翼くたばれ」「アウスシュヴィッツの嘘で終われ」は、明白であった。

熟慮の結果、1991年のローマクラブの報告書「グローバル革命」は、「民主主義は今日空洞化、危殆化され、限界にきている」と断言した。この報告書は、極右主義と同調する現象、あるいは、そのような性格を有する現象、すな

わち、国家主義、人種差別主義、右傾化した独裁政治に対して警告を発している。

この2000年のつい最近に再び起きた事件は、極右のグループが、よそ者に対する極端な敵意で、人々を追いやり、殴打し、死へと苦しめたことである。自由の「見張り役」としてのメディアは、かつてない集団結束で、この極端現象の様相を容赦なく指摘し、論評し、その結果、政治、司法、警察、経済は態度決定を迫られ、言うだけで何もしない態度が暴露され、欺瞞が暴かれた。ついに、事実関係が「洗いざらい」語られた。この点をあらかじめ論評しておく。

ドイツでは、1999年、極右主義を背景とする犯罪は10037件、そのうち暴力犯は746件が記録された。暴力犯は、5%増加している。旧東ドイツのザクセンでは、82%にあたる1058件の宣伝犯罪が、極右主義を背景とする犯罪の全体数において高い割合を示している。1999年、連邦全体で、よそ者排撃の犯罪が増加したことが示された。全体として、外国人に対する犯罪は133件あり、そのうち暴力犯は47件であった。よそ者排撃の犯罪の全体数は18%増加した。よそ者排撃を背景とする暴力犯は、約55%で、極右主義を背景とする暴力犯のうち最大の割合を占めている。その際、主として、傷害(32件)が問題となっている。地域的な重点区は、たとえば、ザクセンにおいては、ライプツィヒとビルナ地域である。

10 極右主義の多様な活動

極右主義の政党と並んで、ネオナチの組織、グループ、極右主義のスキンヘッドがある。後の2つのグループにおいては、とくに青少年が所属している。

家庭の崩壊によって、若者にとってはしばしば、学校、居住地域、青少年クラブにおける仲間が、「家庭の温もり」のための重要な社会的関連点となる。そこでは、彼らは、自分たちの態度を試し、自分たちの力を測定できる。すなわち、グループにおける居場所、地位を「勝ち取り」、自己の可能性、さらに限界も体験することとなる。

青少年の現象は、多くは、小さな、しばしば不明確で、見通すことが困難な発端から発生する。特定の場所で何回もおちあうことで、形が出来てくる。まさに、旧東ドイツの大都市のプレハブ住宅団地、産業の弱体化した地域、小さな村落において、青少年は、他の青少年に対する縄張りを主張することによって、公の場所あるいは住居地域全体をも利用する。しばしば、駅、ガソリン

バンド、居酒屋、市場、青少年クラブが、集合場所として使用される。ライブの上位になるため、内部で能力発揮のプロセスが始まる。これは、青少年文化においては、しばしば音楽、衣服、シンボルを通して行われる。とくに、グループのシンボル、グループの儀式によって、彼らは意識的に他者と一線を画し、挑発することを試みる。

こうしたことが、まさに極右主義の青少年の場合に観察できる。そこでは、極右主義の象徴性によって、センセーションが巻き起こり、一とくによそ者に対する一暴力行為が促進される。すでに13歳あるいは14歳になった若者が、「右派の」仲間の中で、極右主義のシンボルやスローガンとはじめて接触することになる。極右主義の青少年がグループへの所属を表明する標準的シンボルは、入れ墨、大抵は短く刈り込んだ髪、さらに、ナチの品である礼拝用具、軍用品である。

「右派の」青少年現象の形態と構造は、きわめて異なって形成されている。その段階は、最も目に付き、大多数を占める青少年副次文化としての極右主義的なスキンヘッド現象から、同志関係、その構成員は特徴的な極右主義的世界観を主張し、一部には極右主義政党や組織と密接に共働している同志関係にまで及ぶ。後者は、青少年の中でその目的を宣伝し、後進を採用するため、グループへの影響を得ようとしている。

11 新連邦州における犯罪の制度内在的な原因

このような激しい犯罪の展開は、社会的構造の大変革に原因がある。これと結びつく、あらゆる条件と不確定性が、当然に、犯罪行為者に対して、定着化状態とし、犯罪行動をするのにきわめて好都合な端緒を与える。

犯罪問題にも現れるこのような再統一段階の要因として、たとえば、次のようなことが見られる。

・警察組織の完全な新構築による「禁獄期」。ただ数の上だけでも、新連邦州における警察は、当時、ほとんど活動できるものではなかった。すでに1990年初頭に開始された、全従業員削減は、大きな負担に至った。そのうえ、旧東ドイツの旧人民警察官の中にある地位についての不安、すなわち、進行する再検査と収入の喪失によって喚起される不安がネガティブに働いた。さらに、技術上の装備が不十分であることが、犯罪防止活動における困難性を招いた。「警察署の一部はいまだおかしなトラビを備えている」という表現ほど、新連

邦州の警察状況を的確に示すものはなかった。警察官の能力に関しても同様に大きな遅れがあった。包括的な養成についての遅れと共に、警察の行動や警察法の概要についての複雑な規制、あるいは新しい組織犯罪現象を伴うドイツの新しい法システムについての知識が欠けていた。したがって、旧連邦州からの援助にもかかわらず、現場の警察の完全な投入力に関してはなお数年要することであろう。このような過渡期段階は、犯罪というウイルスにとっての温床となり、そのため、組織が巣を作り、住み着くことができたというわけである。

- ・ 商店や住居地を保護するための技術的に考案された安全性システムの欠如。これは、窃盗や強盗に対して際だった誘因力を示している。

- ・ 住民および国家機関の経験不足点がある。現行法あるいは取引事情の扱いについての不安定性は、詐欺の領域での活動に対する大きな温床を示している。

- ・ 犯罪的業務から得た金銭を投資することが奇妙ではなくなってきたこと。というのは、再統一の時に、新連邦州の経済的な新構築に対して莫大な投資が行われ、さらに行われるであろうからである。そのうえ、合法的かつ市場経済的な取引実務と犯罪的行為とを区別する能力が判断者についてもないことが、きわめて明白だった。

- ・ 国家機関や経済人が新たに占拠したこと。それにより、組織犯罪に属する者は、社会組織の中へと統合されてしまった。

さらに、重要な役割を果たしているのは、ドイツの経済水準にとっては一般的に有利となる諸理由である。しかし、地理的な位置—西と東のヨーロッパの中心—は、国際的に行動する犯罪者に対して、最適な活動条件を与え、今後もそうなるであろう。そのうえ、ドイツは、安定した通貨を有する財力のある経済国である。さらに、大きく進展した移転の自由や自由化は、この分野に有利となる。他の国々と比較して比較的リベラルな立法、判例実務および制裁実務は、刑事訴追の圧力が比較的弱いことと結びついて、組織犯罪行為者に対して、有利な活動状況を作っている。

12 おわりに

国内政策、共産主義の警察国家の様相、その破片の傷跡のいくつかの側面、および、旧東ドイツをドイツの自由で民主主義的な基本秩序および法秩序へと移行させること、これは犯罪対策の領域にも見られ、その点を概観してきた。

その限りで、このことは他の諸国家にとって「刺激的なプロフィール」であり、たとえば、国家統一への再統一への道を探る韓国について当てはまることであろう。

1990年10月3日の再統一以来、まさに新連邦州においては、いろいろなことが大きく変わった。東のドイツ人は、旧連邦州におけるドイツのすべての納税者による連帯付加税によって助成されているにせよ、当然のこととして、社会、経済、科学、司法、政治および当然同様に警察制度の創造的な仕事のすべての領域において、多くの試みを遂行することができる。ドイツ連邦の警察状況において、新連邦州の警察は完全に統合されている。構築の段階におけるカオスの後、彼らは、ドイツ連邦の国内治安において、もはやその存在なしでは考えられない重要なパートナーとなりました。同じことは、司法の領域にも妥当する。その間に、ここから旧連邦州へと向かう刺激、すなわち、革新と創造性という刺激が起り、そのことが連邦国家にとっての利益となるといえよう。

[訳者あとがき]

本稿は、ドイツ連邦国境警備連盟学術顧問である、ロベルト・ハルニシュマツヒャー氏が、2000年11月27日に早稲田大学比較法研究所の主催で行った講演の原稿を邦訳したものである。原題は、Zur Problematik der allgemeinen und organisierten Kriminalität in den neuen Bundesländern nach der Wiedervereinigung am 3.Oktober 1990 in der Bundesrepublik Deutschlandである。

ハルニシュマツヒャー氏は、1948年1月15日、リップシュタット（ドイツ）に生まれ、ミュンスター大学で法律学を学び、警察、犯罪、司法関係出版事業に従事され、現在は、連邦国境警備連盟学術顧問、ドイツ治安振興会会長、ヨーロッパ治安協会会長、警察雑誌編集長、オーストリア警察新聞編集長などの役職に就かれている。ヨーロッパにおける組織犯罪、国際犯罪などについて活発に発言され、日本の警視庁を紹介した論文もある。

連邦国境警備連盟は、1991年に、連邦の代表者の出席した大会において、次の綱領を採択している。連邦国境警備連盟の活動は、①ヨーロッパおよびドイツにおける治安に関する連邦警察の強化を確固たる柱とすること、②連邦および各州が開かれた国境の下で市民の自由と法的平和を確保するための連邦および各州の警察力にとって新たな視野を提示すること、③連邦警察が

国内治安のため、市民保護のため、市民の自由と健康のためになす社会活動を明らかにし、理解と承認を得ること、ならびに、④警察関係者の社会的福祉を目指した職業政策を推進すること、が中心とされた。

今回の来日は、西原春夫早稲田大学元総長（現在、国土館大学理事長）のご尽力で実現されたものであり、本講演によって、ドイツ統一後の旧東ドイツにおける犯罪の現状についての貴重な情報が提供されたといえよう。